

届出を要する行為及び規模要件

景観法第 16 条第 1 項の規定に基づく届出及び同条第 5 項後段の規定に基づく通知が必要となる行為の一覧表

届出対象行為類型		A.市域全域 (景観形成重点区域 B、C、D、Eを除く。)	B.久松山山系 景観形成重点区域	D.因幡白兔 景観形成重点区域	
建築物の 建築等	建築物の新築又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	高さ 13m超 又は建築面積 1,000㎡超 (商業地域等()にあっては、高さ 20m超 又は建築面積 1,500㎡超)	高さ 13m超 又は延べ床面積 200㎡超	高さ 5m超 又は延べ床面積 10㎡超	
	建築物の増築・改築、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更	上記に該当する建築物において、当該行為に係る部分の面積の合計が 10㎡超			
工作物 建築物を除く。の建設等	(右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 13m超 又は築造面積 1,000㎡超 (建築物に付設される場合は、高さ 5m超 、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m超)	高さ 5m超 (建築物に付設される場合は、高さ 1m超 、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 5m超)	高さ 5m超 (建築物に付設される場合は、高さ 1m超 、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 5m超)
		広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの			
		電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの			
		高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの			
		彫像、記念碑その他これらに類するもの			
		鉄柱、木柱その他これらに類するもの(の支持物を除く。)			
	電線、索道用架線その他これらに類するもの(これらの支持物を含む。)	高さ 20m超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ) 15m超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ) 13m超	

届出対象行為類型		A.市域全域 (景観形成重点区域 B、C、D、Eを除く。)	B.久松山山系 景観形成重点区域	D.因幡白兔 景観形成重点区域	
		E.鹿野城下町 景観形成重点区域	C.湖山池 景観形成重点区域		
工作物建築物を除く。の建設等	(右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの	高さ 13m超 又は築造面積 1,000 m²超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ) 5m超 又は築造面積 10 m²超	
		コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さ 5m超 、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ) 5m超 又は築造面積 10 m²超	
		石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵・処理施設			
		汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの			
		塀、さく、垣(生け垣を除く。)、擁壁その他これらに類するもの	高さ 3m超	高さ 1.5m超	高さ 1.5m超
		自動車車庫、物件保管施設その他これらに類するもの	高さ 13m超 又は築造面積 1,000 m²超	築造面積 200 m²超	築造面積 10 m²超
	工作物の増築・改築、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更	上記に該当する工作物において、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 m²超			
開発行為		土地の面積 10,000 m²超 又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 5m超 及び長さ 10m超	土地の面積 500 m²超 又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 1.5m超	土地の面積 500 m²超 又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 1.5m超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(開発行為を除く。)又は水面の埋立て、干拓		土地の面積 10,000 m²超 又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 5m超 及び長さ 10m超	土地の面積 500 m²超 又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 1.5m超	土地の面積 500 m²超 又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 1.5m超	
木竹の伐採		伐採面積 10ha超	高さ 10m超 又は伐採面積 500 m²超	高さ 10m超 又は伐採面積 500 m²超	
屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件のたい積		高さ 5m超 又はその用に供される土地の面積 1,000 m²超	高さ 1.5m超 又はその用に供される土地の面積 100 m²超	高さ 1.5m超 又はその用に供される土地の面積 100 m²超	
特定照明		照明の対象となる建築物等の高さ 13m超	照明の対象となる建築物等の高さ 5m超	照明の対象となる建築物等の高さ 5m超	

「商業地域等」とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。